

「補助金&宿泊利用券」ぜひご利用ください!

関川村観光協会福利厚生事業

村観光協会では、10人以上集まる会合（社内の親睦会、同窓会、各団体の懇談会など）を村内飲食店や旅館で行う場合に、一部補助金を交付します。

●補助対象団体

- ・村内に住所を有する企業
- ・村出身者の同窓会、同級会
- ・老人クラブ
- ・集落会合及び集落区長が認める活動団体
- ・村体育協会に所属するスポーツ団体
- ・村文化協会に所属する文化振興団体
- ・消防団
- ・地域活性化団体 など



●採択要件

- ・7日前までに事前申請すること
- ・10人以上で行われる会合であること
- ・二次会利用でないこと など



●補助額

- ・10人以上20人未満・・・1万円
- ・20人以上30人未満・・・3万円
- ・30人以上・・・5万円

ふるさと関川帰省事業

村観光協会では、

久しぶりにふるさと関川村に帰省してのんびり過ごしたい

ふるさと関川村の温泉に家族で宿泊したいという方に、一人当たり5,000円の「宿泊利用券」を交付します。

●利用交付対象者

- ・関川村出身者及びその家族
- ・首都圏在住関川村人会会員及びその家族
- ・村転入者の家族
- ・上記の対象となる宿泊者と一緒に宿泊する村居住者
- ・いで湯の関川ふる里会会員及びその家族



●交付要件

- ・交付対象者であること
- ・村への帰省を目的とすること
- ・旅館組合加盟店を利用すること
- ・7日前までに事前申請すること
- ・2名以上で利用すること



●補助額

- ・一人当たり5,000円の温泉利用券を交付する
- ・一家族当たり20,000円を上限とする

【問い合わせ先】 関川村観光協会 TEL 64-1478

村内施設がドクターヘリの離着陸場所に登録されました

10月30日から運行が開始された新潟県ドクターヘリ。重篤な救急患者の命を救うためには、一刻も早く治療を開始する必要があります。そのために、救急現場付近の学校グラウンドや駐車場などを臨時の離着陸場所とすることがあります。

このたび、村内の7施設がドクターヘリの離着陸場所として登録されたのでお知らせします。

～村内の離着陸場所～

- ・関川小学校グラウンド
- ・関川中学校グラウンド
- ・女川体力づくりセンターグラウンド（旧女川中学校）
- ・安角ふれあい自然の家グラウンド
- ・土沢ふれあい自然の家グラウンド
- ・川北ふれあい自然の家グラウンド
- ・関川村スポーツ公園



離着陸の際には、風と音が発生しますので注意してください!

- *ドクターヘリの周囲約35mの範囲で、強い吹きおろし風（風速約10～15m/秒）が発生しますので、ヘリには絶対に近づかないでください。
- *約80～90デジベルの大きな音（大型トラックの走行音程度）が数分間発生します。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



【問い合わせ先】

- ドクターヘリ事業に関すること
新潟県福祉保健部医務薬事課
TEL 025-280-5183

「国民健康保険・後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.7 お医者さんの上手なかかり方（その2）

柔道整復師（整骨院・接骨院）の診療には、保険証が使えないことがあります

最近、柔道整復師（整骨院・接骨院）をご利用になる方に、国民健康保険・後期高齢者医療制度の範囲の誤解があることから、誤った受診が生じています。

柔道整復師は“医師”ではないため、施術の行為が限定されています。

保険証が使える場合と、使えない場合がありますので、受診の際には気をつけましょう。

○保険証が使える場合

- ・外傷性のねんざ・打撲（スポーツでのねんざなど）
- ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要です）



○保険証が使えない場合【全額自己負担となります】

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり・腰痛・体調不良など
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）による、こりや痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善がみられない長期の施術（応急処置を除く）
- ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- ・仕事中や通勤途上に起きた負傷（労災保険からの給付になります）



【施術を受けるときは、次のことに注意しましょう】

①負傷原因を正確に伝えましょう。

外傷性の負傷でない場合は、国民健康保険・後期高齢者医療制度が使えません。また、負傷原因が労働災害に該当する場合は、労災保険からの給付になります。

交通事故の場合は、必ず警察と役場住民福祉課へ連絡してください。

②病院での治療と重複はできません。

同一の負傷について同時期に整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

③施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

④療養費支給申請書は必ず自分で自署（サイン）をしてください。

療養費支給申請書は、受領者が柔道整復師に保険者への請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で自署（サイン）をしてください。

白紙の用紙にサインをするのは間違った請求につながりますのでご注意ください。

⑤領収書は必ずもらいましょう。

領収書は医療費控除を受ける際に必要ですので、大切に保管してください。